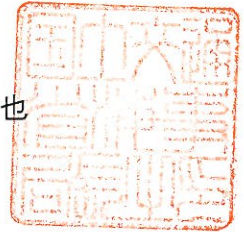




国海査第 82 号の 2  
平成 26 年 7 月 1 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
会長 模田 實 殿

国土交通省 海事局長  
森 重 俊 也



型式承認試験基準の制定及び廃止について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成 20 年 5 月 14 日付け国海査第 4 号(「型式承認試験基準の廃止及び制定について」)別紙 1 に規定する「航海情報記録装置」の型式承認試験基準を廃止し、別紙のとおり航海情報記録装置の型式承認試験基準を制定します。
2. 本試験基準の制定は、平成 26 年 7 月 1 日から適用します。
3. 本試験基準の制定に併せ、関係する国内法令(航海用具の基準を定める告示(平成 14 年 6 月 25 日国土交通省告示第 512 号))の改正作業も行われているところですが、本装置の国内における供給体制が整っていないことから、施行時期については現段階で未定とされています。ついては、施行日前に製造者が本試験基準により基準の適合性の確認を受けることを希望する場合には、本試験基準を参考とし、平成 24 年 11 月 29 日付け国海査第 327 号に基づく型式相当承認を運用することを申し添えます。

なお、本告示の施行後においては、法令に基づいた型式承認等が実施されることとなるため本告示施行日を以て、型式相当承認対象物件として取り扱わないことといたします。

